

外国人技能実習制度個人情報適正管理規程

(責任者)

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の範囲は、取扱者を営農販売部農業振興課の職員とし、個人情報取扱責任者を農業振興課課長とする。

(教育・指導)

第2条 監理責任者（外国人技能実習制度の監理団体業務運営に関する規程第6条第1項に定める者）は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取り扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。

(情報の開示)

第3条 取扱者は、個人情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。

(苦情対応)

第4条 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

② 個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者とする。

附 則

1. この規程は、平成29年 6月 15日から施行する。